

生成 A I 利用に関する F A Q（生徒・保護者向け）【初版】

報道等でも取り上げられているとおり、ChatGPT をはじめとする生成 A I は、民間企業等において多岐にわたる活用が広まりつつあります。

一方で、生成 A I は発展途上にあり、多大な利便性の反面、個人情報の流出、著作権侵害のリスク、偽情報の拡散、批判的思考力や創造性、学習意欲への影響等、様々な懸念も指摘されており、生成 A I の利用に当たっては、慎重な姿勢が必要です。

徳島県教育委員会では、国のガイドラインをもとに、児童生徒や保護者の皆様向けに、家庭等で生成 A I を使う上での留意点をまとめました。御家庭におきましても、趣旨を御理解いただき、生成 A I の適切な利用に向けて御協力をお願いいたします。

Q 1 生成 A I とはどのようなものですか。

- ChatGPT、Bing Chat や Bard 等の対話型生成 A I は、指示文（プロンプト）を入力することで、あたかも人間と自然に会話をしているかのような応答が可能であり、文章作成、翻訳等の素案作成、ブレインストーミングの相手など、多岐にわたる活用が広まりつつあります。
- 文章を生成する生成 A I 以外にも、画像、音楽、動画やデザインなどを生成する機能を持つものもあります。

Q 2 誰でも使えますか。

- 生成 A I の利用に当たっては、利用規約を遵守する必要があります。例えば、
 - ・ ChatGPT（OpenAI 社）は 13 歳以上（18 歳未満は保護者の同意が必要）
 - ・ Bing Chat（Microsoft 社）は、成年であること（未成年の場合は保護者の同意が必要）
 - ・ Bard（Google 社）は、18 歳以上であることなどとなっており、小学生が使えないものもあります。

Q 3 生成 A I の回答は正しいですか。

- 生成 A I は、あらかじめ学習した膨大な量の情報から、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成します。そのため、回答は誤りを含む可能性が常であり、時には、事実と全く異なる内容や、文脈と無関係な内容などが出力されることもあります。
- 指示文（プロンプト）の工夫で、より確度の高い結果が得られる可能性がありますが、常に情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）の習慣を身につけることが必要です。

Q 4 どのようなことに使うことができますか。

- 生成A Iの利用が効果的であると考えられる例は次のとおりです。
 - ・生成A I自体を学習の対象とする際に、その素材として活用すること
 - ・グループ活動やアイデアを出す活動の際に、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つける目的で活用すること
 - ・英会話の相手や、自然な英語表現への改善、単語リストや例文リストの作成に利用すること
 - ・生成A Iの活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成A Iに修正させたものを参考に、自分なりに何度も推敲して、その結果をレポートにまとめること
 - ・発展的な学習として、高度なプログラミングを行わせること

Q 5 どのようなことに使ってはいけませんか。

- 生成A Iの利用が適切でないと考えられる例は次のとおりです。
 - ・生成A Iの性質やメリット・デメリットを十分理解しないまま、自由に使うこと
 - ・コンクールやレポート、小論文などについて、生成A Iによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること
 - ・詩や俳句の創作や、音楽・美術の表現・鑑賞の場面などで、最初から安易に使うこと
 - ・調べ学習の場面などで、教科書や資料集、書籍などの資料を用いる前に安易に使うこと

Q 6 指示文（プロンプト）に入力する際の注意点は何か。

- 指示文（プロンプト）を通じて生成A Iに入力した内容は、生成A Iの機械学習※に利用されることがあり、生成A Iから別の人に対する回答として出力される可能性があります。
※機械学習…A Iを実現するための技術の一つで、コンピュータがデータを読み込んで自動的にルールやパターンを見出す方法。
- 指示文（プロンプト）を入力する場合には、次のことに注意する必要があります。
 - ・個人情報やプライバシーに関する情報を入力しない
 - ・利用前に、指示文（プロンプト）が生成A Iの機械学習のデータに利用されない設定をする

Q 7 生成A Iの出力結果は自由に使ってもいいですか。

- A Iが生成した回答に個人情報などが含まれている場合は、その回答は利用しないよう注意してください。
- A Iの利用を想定していないコンクールの作品やレポートなどについて、生成A Iによる生成物をそのまま応募・提出することは、評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たります。
- A Iを利用して生成した成果物に、他人の著作物との類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）がある場合は、意図していなくても著作権侵害となる可能性があります。
- 安易に生成A Iを使うことは、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないことに注意してください。